

# 東京都保育計画

## 1 はじめに

### ◆ 計画策定の趣旨

- 平成15年7月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、区市町村における子育て支援事業の実施や関連情報の提供などが法定化され、待機児童が50人以上いる区市町村及び当該区市町村を有する都道府県について、保育計画を策定することが義務付けられました。
- 本計画は、これまでの都の取組をさらに進めていくために、保育の実施主体である区市町村を支援するとともに、子育て支援その他保育に関する事業の供給体制を確保することを目的とするものです。

### ◆ 計画の内容及び期間

- この計画は、児童福祉法第56条の9に基づく「保育計画」であり、「次世代育成支援東京都行動計画」に包含されるものです。
- 計画期間は、平成17年度を初年度とする平成21年度までの5年間です。

### 3つの理念

- 1 保育を必要とする人への保育サービス供給体制を充実する。
- 2 東京の保育を、利用者本位の都市型保育サービスへと転換する。
- 3 保育所を地域の子育て拠点とし、すべての子育て家庭を支援する。

## 2 東京の保育をめぐる状況

### ◆ 保育サービスの現状

- 就学前の乳幼児について、親などの保護者が家庭において保育することができない場合に、保護者に代わって保育するサービスを「保育サービス」といいます。
- 東京では、3歳未満児の2割強、3歳以上の就学前児童の3割強が保育サービスを利用しています。
- 主な保育サービスと利用状況は、次のとおりです。

・認可保育所	157,163人 (H16.4.1現在)
・認証保育所	4,591人 (H16.4.1現在)
・保育室	2,010人 (H16.6.1現在)
・家庭福祉員	1,176人 (H16.6.1現在) 計164,940人

### ◆ 認可保育所における保育サービスの実施内容

- 勤務形態が多様化し、第三次産業の中心の産業構造となっている東京では、延長保育、零歳児保育など、大都市特有の保育のニーズが高いものの、認可保育所等における実施状況は十分ではありません。

・延長保育実施率	67.4% (16年度実績)
・零歳児保育 "	74.3% (H 16.4.1現在)
・休日保育実施か所数	19か所 (16年度実績)
・病後児保育 "	実施施設型45か所 派遣型1か所 (16年度実績)
- 共働き家庭の母親に比べて、専業主婦の母親の方が子育ての負担が大きいという調査結果がでていますが、ニーズの高い一時保育の実施率は認可保育所の16%にどどとまっています。

### ◆ 待機児童の状況

- 都内の待機児童数は、平成16年4月現在で5,223人、0~2歳の低年齢児が約7割になります。

### ◆ 保育サービスの課題

- ア 都市型保育のニーズへの対応
- イ すべての子育て家庭に対するサービスの必要性
- ウ 保育サービスの量の拡大
- エ 保育サービスの質の向上

### 3 都が目指す保育サービス

#### 具体的な考え方

- 都は、子どもの豊かな育ちを守り、ニーズの変化に応じて制度やサービス内容を柔軟に見直し、すべての利用者が、質の高いサービスを安心して利用できるよう、子育て支援施策の充実を図っていきます。

#### 具体的な取り組み

##### ア 保育サービスの供給体制の確保

認可保育所や認証保育所、家庭福祉員など、保育サービスの提供主体がそれぞれの特性を活かしたサービスを提供し、保育サービスを必要とする子育て家庭が、サービスを選択し、利用できる環境を整備するため、区市町村を支援していきます。

##### イ 保育所制度改革と都市型保育サービスへの転換

都市型保育サービスを充実するため、「保育に欠ける」要件の見直しや、直接契約が可能となる制度への転換など、保育所制度の改革を進めるよう、国に働きかけていきます。

##### ウ 保育サービスの質の向上

利用者本位の質の高いサービスを確保するため、監視指導などチェック体制を強化するとともに、福祉サービス第三者評価の受審促進や利用者への情報提供、苦情対応や相談窓口の整備を進める区市町村を支援していきます。

##### エ 地域における子育て支援

すべての子育て家庭を支援していくため、区市町村と連携し、保育所の地域性や専門性を活かし、地域の子育て支援拠点としての機能を強化していきます。

## 4 事業計画

事業計画	16年度	21年度目標
保育サービスの利用児童数	164,940人	184,700人
延長保育の実施率 (うち、2時間以上延長)	全保育所の7割弱 (うち、0.7割)	全保育所で実施 (うち、2割で実施)
休日保育、病後児保育の実施	14区市、32区市	49区市
夜間保育の実施	2か所	4か所
子ども家庭支援センターの設置	44区市町村	62区市町村 (18年度までに実施)
先駆型子ども家庭支援センターの設置	8区市	49区市 (19年度までに実施)
子育てひろばの設置	373か所	631か所
ショートステイ、一時保育・特定保育の実施	27区市、41区市町	62区市町村
トワイライトステイ、訪問型一時保育	12区市、3区	49区市
育児支援ヘルパー実施	一	49区市
学童クラブ	1,311か所	1,417か所

## 5 国への提案

○ 都民が必要なサービスを利用できるよう、保育施策の充実を図るために、現行の保育所制度改革が必要であり、都は、次の事項について国に提案していきます。

- 1 「保育に欠ける」要件を利用者の実態に即して見直すこと
- 2 利用者が希望する保育所と直接契約できる制度に改めること
- 3 総合施設について、地域の実情や住民ニーズに対応した施設の設置運営が可能な制度とすること